



子育てに関する制度や手続きの窓口

妊娠がわかったら

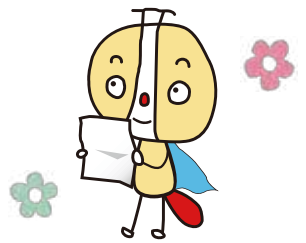
名称	対象・内容	担当窓口
母子健康手帳・妊婦健康診査等	母子健康手帳・妊婦一般健康診査受診手帳・予防接種手帳をお渡ししますので、出産予定日がわかったら早めに申請しましょう。	保健福祉課(地域保健) 2階 21番窓口 ☎6659-9882
妊婦教室	妊娠・出産・育児の話や、先輩ママとの交流をサポートします。	保健福祉課(地域保健活動) 2階 22番窓口 ☎6659-9968
助産制度	経済的な理由により病院などで出産できない妊産婦に助産施設への入院・出産費用を助成します。＊出産育児一時金に応じて自己負担額が必要です。	保健福祉課(子育て支援室) 5階 52番窓口 ☎6659-9824

子どもが生まれたら

名称	対象・内容	担当窓口
出生届	生まれた日から、14日以内に届出をしてください。	窓口サービス課(戸籍) 1階 13番窓口 ☎6659-9961
出産育児一時金	大阪市国民健康保険の方は担当窓口におたずねください。他の医療保険の方は、会社や健康保険組合にご確認ください。	窓口サービス課(保険年金 保険) 6階 61番窓口 ☎6659-9956
新生児訪問	母子健康手帳の連絡票を提出してください。後日連絡し、訪問などを行います。	
乳幼児健診(3か月児、1歳6か月児、3歳児)	保健福祉課より対象者へ通知します。	保健福祉課(地域保健) 2階 21番窓口 ☎6659-9882
予防接種	四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)・MR(はしか・風しん)・ヒブ・小児肺炎球菌・水痘等は医療機関に委託しています。BCGについては月1回保健福祉センターで行っています。	

転入してこられたときは

対象・内容	担当窓口
転入から14日以内に住所の届出を行ってください。小・中学校に在学中の方は転入学の手続きが必要です。	窓口サービス課(住民登録) 1階 13番窓口 ☎6659-9963
妊娠中の方・乳幼児が西成区に転入されたときは、健診や予防接種等サービス案内のため必要ですので、母子手帳をお持ちのうえ届出をしてください。	保健福祉課(地域保健) 2階 21番窓口 ☎6659-9882



子どもと家族への経済的支援を行っています (受給している方が西成区外から転入されたときも手続きが必要です。また所得要件があります。詳しくはお問合せください。)

手当	手続き・内容	担当窓口
児童手当	中学3年生修了までの児童の養育者に支給されます。	保健福祉課(子育て支援室) 5階 52番窓口 ☎6659-9824
児童扶養手当	ひとり親家庭の状態にある児童を監護・養育している父または母もしくは養育者に支給されます。	
特別児童扶養手当	20歳未満で法令で規定される障がいの状態にある児童を養育している父または母もしくは養育者に支給されます。	
障がい児福祉手当	20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給されます。	保健福祉課(地域福祉) 5階 51番窓口 ☎6659-9857

医療費助成	手続き・内容	担当窓口
こども医療費助成	医療保険に加入している0～15歳(中学校修了)までの子どもの保険診療が適用された医療費の自己負担等を助成します。＊0～12歳(小学校修了)にかかる所得制限はありません。	保健福祉課(子育て支援室) 5階 52番窓口 ☎6659-9824
ひとり親家庭医療費助成	医療保険に加入しているひとり親家庭等で18歳まで(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の児童とその母および父等に対し保険診療と入院中の食事代にかかる自己負担金の一部を助成します。	
未熟児養育医療給付	身体の発達が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し、指定医療機関に入院・通院の場合に医療給付を行います。	保健福祉課(地域保健) 2階 21番窓口 ☎6659-9882
自立支援医療(育成医療)給付	肢体不自由・心臓疾患・先天性内臓疾患などで、治療により回復の見込みがある児童に対し、指定医療機関に入院・通院の場合に医療給付を行います。	
小児慢性特定疾病医療費助成	児童福祉法に基づく対象疾病にかかっている児童で、委託医療機関に入院および通院の場合に医療費助成を行います。	

児童いきいき放課後事業

市立小学校の施設を利用して、当該校区に居住するすべての小学生を対象に、平日の放課後や土曜日、春・夏・冬休みなどに遊びやスポーツの場を提供しています。
手続き各小学校の「いきいき」活動室へ参加申込書を提出してください。
問合せ子ども青少年局放課後事業グループ ☎6208-8163

スクールカウンセラーによる相談

全市立中学校に臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、不登校やいじめなどを中心に子どもやその保護者等の相談に応じています。
申込み・問合せ各校園を通じて行ってください。
 ※校園経由の申込みを希望されない場合は、☎4301-3141(電話教育相談へ)

大阪市子ども相談センター

18歳未満の子どもの養育・障がい・非行・虐待・不登校・しつけなど子どもに関する問題や、里親になりたい、といった相談を受けています。相談内容の秘密は厳守します。まずは電話でご相談ください。(来所相談は予約が必要です)
総合相談窓口…☎4301-3100 ☎6944-2060
 平日9:00～17:30(土・日・祝・年末年始は休み)



子どもの虐待に関する相談・通報は

子どもへの虐待について気にかかるといふことがあればすぐに相談してください。連絡された方が特定されないように、秘密は守られます。

- 大阪市子ども相談センター ☎4301-3100
平日9:00～17:30(土・日・祝・年末年始は休み)
- 保健福祉課(子育て支援室) ☎6659-9824
5階 52番窓口
平日9:00～17:30(土・日・祝・年末年始は休み)
- 児童虐待ホットライン ☎0120-01-7285
24時間(年中無休)
(まずは 一報 なにわっ子)